

大阪湾流域別下水道整備総合計画に基づく整備目標

流域別下水道整備総合計画*とは、水質環境基準*の類型指定がなされている水域における下水道整備に関する総合的な基本計画のことであり、下水道により処理する範囲、施設配置、事業整備の実施順位などについて、下水道法の規定に基づき府県が策定するものです。

大阪湾においては、平成7年に「大阪湾流域別下水道整備総合計画」（以下、「大阪湾流総計画」）の基本方針を策定し、これに基づき関係府県は下水道の整備や高度処理を進めてきました。その後、計画人口の変化や平成17年度下水道法の一部改正を受けて、基本方針の見直しが行われ、平成20年3月に「大阪湾流総計画」の基本方針が策定されました。この基本方針では、平成37年に次に示す整備目標を達成するよう、下水処理場の整備を行うこととしています。

■市内12処理場の平均放流水質と整備目標

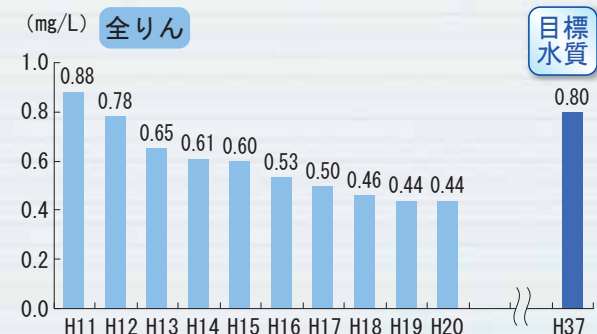
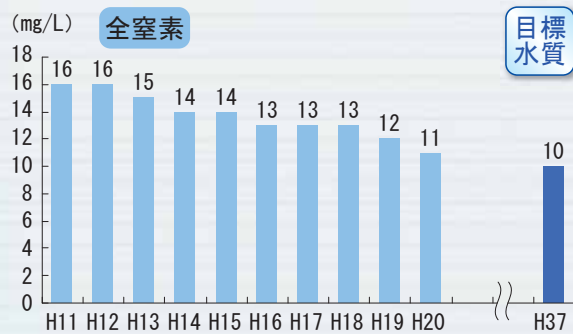
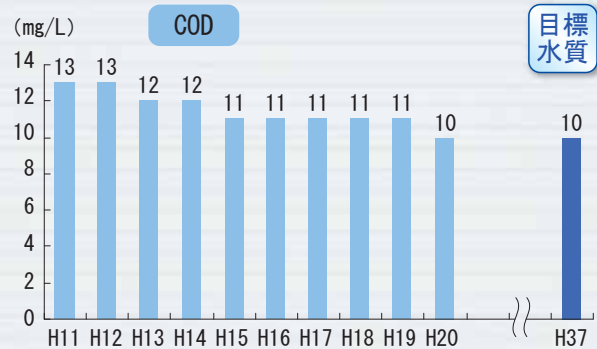
<大阪湾に係る下水処理場の整備目標>

目標年次：平成37年

COD（化学的酸素要求量）	8（10） mg/L
全窒素（T-N）	8（10） mg/L
全りん（T-P）	0.8 mg/L

※1. 市内12処理場の年間平均値

※2.（ ）は平成37年度までに整備目標の達成が困難な場合の暫定目標値（条件付き）



備考）放流水質は、市内12処理場の平均値を示します。

(2) 河川・海域内の対策

次のとおり、河川・海域内の対策を進めます。

1) 水質浄化能力の向上

[再掲：快適]

- エコポート事業（舞洲・夢洲）の実施
- 新島地区の緩傾斜護岸の整備

*の付いている語句は、巻末資料で解説を記載しています。

2) 維持用水の確保

[再掲：快適]

- 今川などにおける維持用水としての下水高度処理水・河川水の活用
- 大阪城外濠における維持用水としての下水高度処理水の活用
- 大正川せせらぎ整備事業の実施

3) 浚渫・水面清掃などの実施

①河川の維持浚渫・水質浄化

●河川の維持浚渫の実施

市内中心部を流れる道頓堀川や東横堀川、そして城北川などにおいて、浚渫*(しゅんせつ) 船などにより、川底に堆積した底泥ならびに沈木やごみなどを除去しています。

●河川の浄化対策（水門操作による浄化運転）の実施

道頓堀川、東横堀川及び城北川では、大阪湾の潮の干満に合わせた水門操作を行い、寝屋川の汚れた水の流入を防ぎ、大川（旧淀川）のきれいな水を導き入れています。

【上げ潮時】

東横堀川の水門を開け、きれいな大川の水（浄化用水）を東横堀川・道頓堀川に取り入れます。その結果、道頓堀川・東横堀川には、きれいな水が貯留されます。

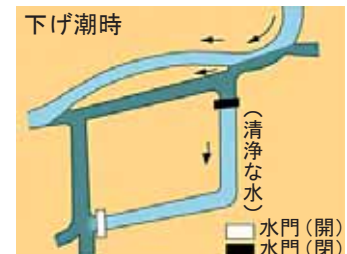
【下げ潮時】

道頓堀川の水門を開け、東横堀川・道頓堀川の水を下流へ流し、水の入替えを行っています。また、東横堀川水門を閉じ、寝屋川からの汚れた水が東横堀川・道頓堀川に入らないようにします。



■底泥の除去（城北川）

出典：大阪市建設局資料



■水門操作の仕組み

出典：大阪市建設局資料

第4章

目標達成に向けた取組
第2節 計画目標ごとの施策
水質の保全

②海域の浚渫

●海域の浚渫の実施

大阪港では、底質対策として尻無川・木津川運河・大正内港などの一部において、浚渫を行っています。

③河川水面清掃

[再掲：快適]

- 河川水面清掃・ボタンウキクサの水草対策の実施

④海面清掃

[再掲：快適]

- 海面清掃の実施

*の付いている語句は、巻末資料で解説を記載しています。

⑤クリーンアップ

[再掲：文化]

- 城北川アメニティゾーン化計画（愛称：I♡城北川プロジェクト）の実施

[再掲：協働]

- 淀川流域交流創造事業の実施
- 大阪湾クリーン作戦の実施
- 大和川右岸河川敷（山之内地区内）草刈及び清掃事業の実施
- リフレッシュ瀬戸内・クリーンアップキャンペーン活動の実施
- 河川愛護団体交付金による活動支援
- 淀川ワンド環境保全活動（淀川クリーンキャンペーン）の実施
- 大和川・石川クリーン作戦の実施
- つるみクリーン井路作戦の実施
- 好っきやねん大和川大阪4区サミットの開催

(3) 発生源の対策

次のとおり、発生源の対策を進めます。

工場・事業場の排水規制・指導

●工場・事業場の排水対策

工場などに対して立入調査を行い、排水の水質検査を行うとともに、除害施設*の設置指導や施設の適正な維持管理の指導などを行っています。また、マンホールなどに水質自動計測機器や自動採水器を設置して工場などの排水を監視しています。特に悪質な汚水を排水するものに対しては、「改善命令」や「排水の一時停止命令」などの行政処分を行い、有害物質などの下水道への流入や河川などへの排出を防いでいます。また、水質汚濁防止法に規定する特定施設である市内12下水処理場については、環境部局が立入調査を行い、採水した放流水中の主要な項目について、同法に定める総量規制基準*及び排水基準*の遵守状況を確認しています。



■調査の様子

出典：大阪市建設局資料

(4) 水質などの調査・研究・広域連携

次のとおり、水質などの調査・研究・広域連携の取組を進めます。

1) 水質・底質の調査

①一般環境調査

●環境水質定点調査の実施

水質汚濁防止法の規定に基づく水質測定計画*により、公共用水域（河川及び海域）の水質や底質、地下水の定点調査などを実施しています。

*の付いている語句は、巻末資料で解説を記載しています。

【公共用水域水質調査】（平成21年度実績）

調査地点数：河川・30地点 海域・8地点（このほかに国・大阪府により9地点で実施）
測定項目：BOD*（生物化学的酸素要求量）等の生活環境項目及び重金属等などの健康項目

【河川底質調査】（平成21年度実績）

調査地点数：河川5地点
測定項目：pH・含水率・総水銀*・PCB*等

【地下水調査】（平成21年度実績）

（概況調査）調査地点数：8地点 調査項目：26項目（カドミウム・全シアン・鉛等）
（汚染井戸周辺地区調査）調査地点数：13地点 調査項目：概況調査による検出項目
（継続監視調査）調査地点数：7地点 調査項目：汚染に係る項目

第4章

目標達成に向けた取組
第2節 計画目標ごとの施策
水質の保全

②廃棄物など処分場周辺海域などの監視**●夢洲・新島地区周辺海域などの水質・底質の監視**

新島地区のうち、廃棄物の受け入れを開始している大阪沖埋立処分場並びに、大阪市内で発生した廃棄物や浚渫*土砂及び陸上発生残土を埋め立てている夢洲周辺海域において、水質・底質の環境監視を行っています。また、「木津川底質対策事業に係る環境監視計画」に基づき、PCB含有底質処分地（夢洲地区）周辺では、PCBのモニタリング調査を行っています。

③未規制物質の調査・研究**●環境化学物質の分析法開発と実態調査に関する研究（エコ調査）の実施**

環境中へ排出された化学物質が、大気、水質、河川や海域の底質、生物の体内などにどのくらい存在するかを把握する調査と分析法の開発を行っています。

●有機ふっ素化合物の発生源・汚染実態解明・処理技術の開発

有機ふっ素化合物の製造・使用事業所の周辺環境における排出実態の把握と、その対策に向けた調査と分析法の開発を行います。

④その他の調査

これらの調査・研究以外にも、次のような水質の保全に向けた様々な調査が実施されています。

- 水質変動・水質異常調査の実施
- 水質・底質に係るダイオキシン類*環境調査の実施
- 水道水源の監視
- 淀川水系における水道水未規制物質調査の実施
- 環境基準未達成河川などの調査の実施
- 界面活性剤に係る環境調査の実施

2) 生物生息環境の調査

[再掲：快適]

- 大阪市内河川魚類生息状況調査の実施
- 大阪市内河川・海域における底生生物調査の実施

*の付いている語句は、巻末資料で解説を記載しています。

[再掲：快適]

- 万代池を対象とした市民協働による公園池水質改善及び生物多様性都市空間創造をめざした調査研究の実施
- すみよし環境区民会議の開催

3) 各種協議会などとの広域連携

① 各種協議会との広域連携

水質の保全に向けて、次の団体や協議会を通じて広域的な連携を図ります。

例えば、「寝屋川流域協議会」などでは、流域一帯となって下水道整備や下水道接続率の向上などに向けた取り組みを進めています。

- (財)国際エメックスセンター
- (社)瀬戸内海環境保全協会
- 大阪湾再生推進会議
- 淀川水質汚濁防止連絡協議会
- 神崎川水質汚濁対策連絡協議会
- 寝屋川流域協議会
- 大阪市底質対策等技術検討会
- 瀬戸内海環境保全知事・市長会議
- 大阪湾環境保全協議会
- (財)琵琶湖・淀川水質保全機構
- 淀川水質協議会
- 大和川水環境協議会
- 寝屋川流域の水質改善に係る環境行政連絡会

② 都市間水平連携

本市独自の取組として、寝屋川水系の水質改善に向け、八尾市、東大阪市、柏原市などの上流域に位置する周辺都市と「技術研修等による職員の交流」、「寝屋川水系の水質把握と改善対策の実施」及び「水質管理責任者研修の開催」といった人的・技術的連携を進めています。



■ 寝屋川の特定都市河川及び特定都市河川流域図

出典：大阪府都市整備部ホームページより作成

■水質の保全に関わる施策一覧

番号	施策名	凡例	場所
①	雨水滞水池の整備	◆	下水処理場(市岡・平野・千島・此花・住之江)・抽水所(天満堀川・長堀)
②	平成の太閤下水(北浜逢阪貯留管)の整備	■	東横堀川付近
③	雨水吐き口対策の実施		市内各所
④	雨天時下水活性汚泥処理法(3W処理法)の導入		市内各所
⑤	沈砂池スクリーンの改良		市内各所
⑥	マンホール底部の泥だめの解消(インバート化)		市内各所
⑦	雨水沈砂池などの汚濁物対策防止・除去設備の整備		市内各所
⑧	管渠構造の改善		市内各所
⑨	急速ろ過池の整備	■	下水処理場(平野・此花・住之江)
⑩	凝集剤添加型ステップ流入式多段硝化脱窒法の導入	■	今福下水処理場
⑪	既存施設を用いた窒素・りん除去技術の調査・研究の実施		市内各所
⑫	河川の維持浚渫の実施		市内各所
⑬	河川の浄化対策(水門操作による浄化運転)の実施	┆	道頓堀川・東横堀川・城北川
⑭	海域の浚渫の実施	■	尻無川・木津川運河・大正内港などの一部
⑮	工場・事業場の排水対策		市内各所
⑯	環境水質定点調査の実施	●	市内河川・大阪港
⑰	夢洲・新島地区周辺海域などの水質・底質の監視	■	夢洲・新島地区周辺
⑱	環境化学物質の分析法開発と実態調査に関する研究(エコ調査)の実施		市内各所
⑲	有機ふっ素化合物の発生源・汚染実体解明・処理技術の開発		市内各所
⑳	水質変動・水質異常調査の実施		市内各所
㉑	水質・底質に係るダイオキシン類環境調査の実施	●	市内河川・大阪港
㉒	水道水源の監視	■	淀川
㉓	淀川水系における水道水未規制物質調査の実施	■	淀川
㉔	環境基準未達成河川などの調査の実施		市内各所
㉕	界面活性剤に係る環境調査の実施		市内各所
㉖	各種協議会などとの広域連携		市内各所
㉗	都市間水平連携		市内各所・八尾市・東大阪市・柏原市など

※再掲施策については、施策を説明している計画目標の施策マップに掲載しています。



※番号③④⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑮⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗の施策は市内各所で行われています。

■水質の保全に関わる施策マップ

第4章
第2節 計画目標ごとの施策
目標達成に向けた取組
水質の保全